



平成27年1月23日
第五管区海上保安本部

平成26年における海上犯罪の送致状況（速報値）

1 第五管区海上保安本部では、

- ・ マリンレジャーに伴う海事関係法令違反
- ・ 悪質常習化している密漁事犯
- ・ 薬物・銃器の密輸入事犯、密出入国事犯
- ・ 汚水や油等の海域への違法排出といった海上環境事犯

に重点を置いた指導・取締りを実施した結果、平成26年中に

721件（前年比 +34件） 580人（前年比 +61人）

の海上犯罪を送致しました。

2 法令別では、海事関係法令違反が**311件**と最も多くを占めていますが、前年と比較して**7件**減少しており、ここ数年減少傾向が続いています。

また、漁業権侵害や無許可操業などの漁業関係法令違反は**179件**、船舶の衝突、乗揚げといった海難事件等の刑法犯は**144件**、油排出事件等の海上環境関係法令違反は**69件**となっています。

3 第五管区海上保安本部では、平成27年においても、引き続き、巡視船艇・航空機によるパトロールを強化するとともに、関係機関等との連携や協力を行いながら、海上犯罪の監視取締りに万全を期します。